

近畿厚生局に下記の報告書を郵送にて提出願います。

《「妥結率等に係る報告」について》

○許可病床数が200床以上の病院及びすべての保険薬局（※）は、「妥結率等に係る報告書」を、令和6年11月29日までに提出する必要があります。

※）報告年度の4月2日以降に新規に指定された保険医療機関または保険薬局は含まない。ただし、遡及指定は含む。

《「初診料及び外来診療料の注2、注3に係る報告」について》

○許可病床数が400床以上の病院（一般病床数が200床未満の病院を除く。）等は、「初診料及び外来診療料の注2、注3に係る報告」を、令和6年10月31日までに提出する必要があります。

★提出先及び報告様式等の詳細は、近畿厚生局ホームページをご覧ください。